

緊急要請書

去る12月6日に文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会より自主避難者等への賠償指針が出されたが、その内容は我々が強く求めていた県内全域が賠償の対象とはなっておらず、全く納得がいくものではない。

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の被害は、県内全域に及んでおり、福島県民全てが被害者であることを紛争審査会は理解していないと言わざるを得ない。

よって、県民の感情を全く無視した今回の指針を、次の事項を踏まえた指針に見直すよう、強く要請する。

1. 自主避難等に対する賠償の対象は、福島県内全域とすること。
2. 賠償額は、実態に見合った額とすること。

平成23年12月8日

福島県町村会
会長 佐藤 正 博

福島県町村議会議長会
会長 木 田 武 一